

施工プロセス適正化の取り組み

国土交通省大臣官房技術調査課
事業評価・保全企画官
塩井 直彦

1. はじめに

平成20年度における建設投資額は約49兆円で、ピーク時（平成4年度）の約84兆円に比べると、半減に近い状況となっている。一方、建設業者数はピーク時の約60万業者から、約51万業者になっているに過ぎないと言われるが、一方で地域の代表的な建設会社である全国建設業協会の会員企業は3万3千社から2万3千社へと大幅に減少し、過当競争の激化による低入札傾向が続くことも一因として、建設業の営業利益率は、ピーク時に4.0%であったものが、1.7%に落ち込むなど建設業界を取り巻く状況には大変厳しいものがある。

このような状況を踏まえ、適正価格での契約を目的とした総合評価方式の取り組みなど入札・契約段階における施策は重要であるが、あわせて各現場において、工事契約後の施工プロセス段階においても、建設業法第18条の請負契約の原則に基づき、発注者と受注者が対等な立場で、相互に良きパートナーシップの関係を構築することにより、工事の採算性を悪化させる要因を排除する取り組みも重要である。

本稿では、このような考えに基づき、国土交通省で取り組んでいる施工プロセス適正化の取り組みについて述べる。

2. 三者会議の実施

公共工事の着手にあたり、設計思想の伝達及び情報共有を図るため、発注者・設計者・施工者の三者が行う会議のことで、設計思想を共有し、設計内容及び施工条件の確認を行うことを目的としている。三者会議を行うことで、工事目的物の品質確保及び効率的な施工が期待される。平成20年度に全国の約2,000件の工事で実施され、平成21年度においては、さらに対象工事の拡大を図ることとしている。

3. ワンデーレスポンスの実施

公共工事の施工中における、施工者からの問い合わせや協議に対し、発注者（主任監督員）が一定期間内に回答あるいは回答期日を連絡すること。ワンデーレスポンスの取り組みを通じ、協議の回答待ちに起因した施工者の待ち時間による工程の遅れをなくすこと等、受注者と発注者が協力して適切に工程を管理することにより、施工の効率化が期待される。

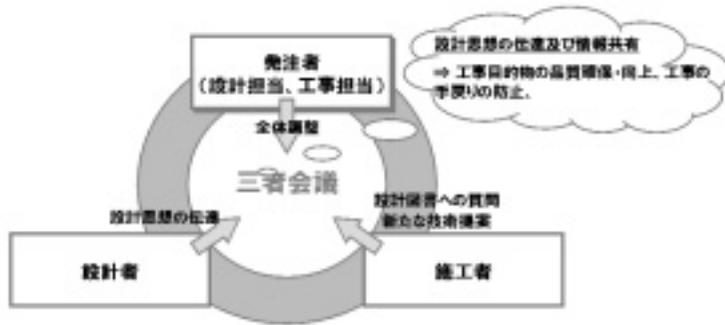
平成20年度に全国の約5,000件以上（12月末時点）の工事で実施され、平成21年度は、全ての工事で実施する予定である。

1. 三者会議の目的

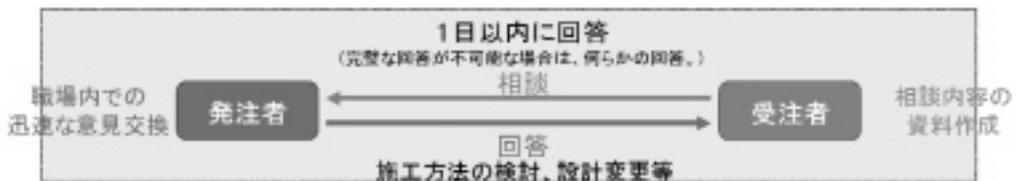
◆ 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

2. 三者会議による品質確保・向上の概要

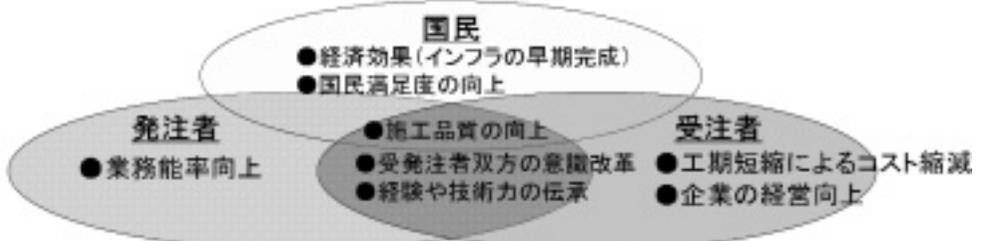
- ◆ 三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に、施工計画書の作成前に開催するものとし、発注者（設計担当、工事担当）、設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）が出席する。
- ◆ 会議では、発注者（設計担当）・設計者から設計思想や施工上の留意事項等を説明するとともに、施工者から設計図書に対する質問や現場条件に適した技術提案などを受ける。
- ◆ 原則として構造物が主体の工事を対象とする。



三者会議



- 問題認識の明確化（工期が1日延びる損失を相互に認識）
- 発注者と受注者の情報共有（連携強化）



- 【平成18年度】北海道で15件の試行工事を実施
- 【平成19年度】全国の直轄工事で約2,500件以上で実施、フォローアップ
- 【平成20年度】フォローアップ結果を踏まえさらに対象工事を拡大(約5,000件以上)
- 【平成21年度】全直轄工事で実施予定

ワンデーレスポンス（円滑な意思疎通①）

■ 作成の背景

- 各発注担当者等が設計変更の課題と留意点について十分理解することが必要。
(設計変更に係る諸問題)
- 条件明示が不十分、一式計上の事項、設計図書、設計変更範囲が不明確等、
受発注者間に認識の相違有り

■ 掲載内容

■ 設計変更が可能なケース

- ・予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ・請負者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ・「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

等

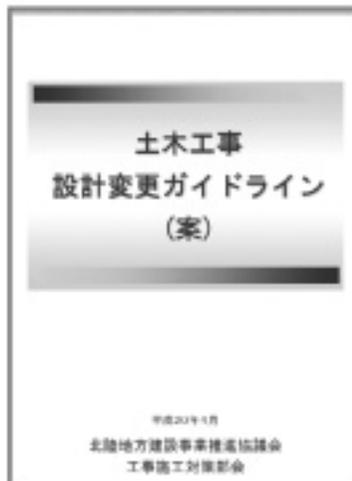
■ 設計変更が不可能なケース

- ・請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ・協議の回答がない時点で施工を実施した場合

等

■ その他

変更手続きフロー、設計変更の考え方 等



土木工事設計変更ガイドライン (ルールの明確化)

4. 設計変更ガイドラインの周知徹底

発注者の判断遅れや不十分な条件明示など、設計変更時に特に課題となる事項について、受発注者間で認識の共有を図るため、発注機関である各地方整備局において、平成20年度までに「設計変更ガイドライン」を策定し、その周知・徹底を図っているところであり、平成21年度からは、特記仕様書にも位置づけることにより、受発注者間の契約図書のひとつとしているところである。

5. 設計変更審査会の設置

設計変更について、受発注者間の円滑な合意形成を行うために、受注者から設計変更の協議があった場合に、発注者の組織全体として対応することにより、円滑な意志決定を行うべく設置するものであり、昨年末までに、各地方整備局において、このよ

うな体制等の整備を行って、運用を開始したところであり、今後、実施件数なども含め、その運用状況や課題などについてとりまとめて改善することとしている。

6. ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダ) の導入

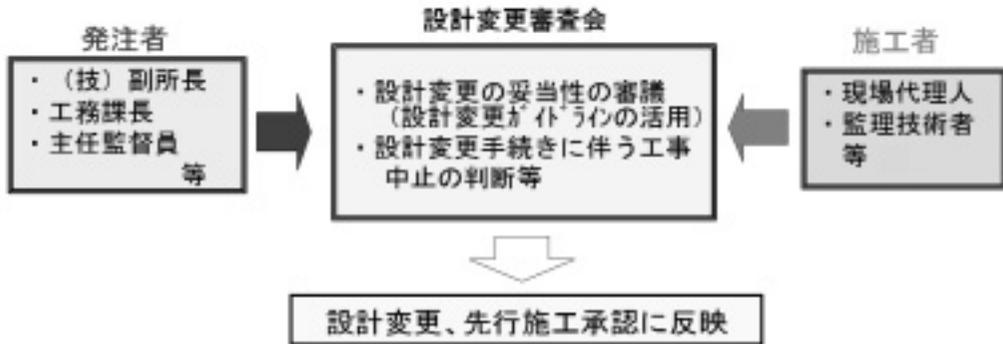
受発注者間の適切な情報共有、書類の簡素化につながるASPの導入により、施工プロセス全体の効率化を図ることとしている。

7. 最後に

公共工事の品質を確保し、受発注者間が良きパートナーシップを構築するために、施工プロセスのより一層の適正化に向け、今後さらに、契約方式の改善等も含め、様々な取り組みを推進する考えである。

【目的】設計変更手続きの透明性と効率化。
【対象】基本的に全ての工事が対象。
【取組状況】

- ・平成17年度より関東地方整備局において試行。
- ・平成20年度中に、全ての整備局等で体制整備。



設計変更審査会（円滑な意思疎通②）

受発注者間の適切な情報共有、書類の簡素化につながる「ASP※」の導入により、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更審査会」などの取り組みの円滑化を支援。



トータルプロセスを情報共有システム（建設系ASP※）で効率的に実施

スケジュールの共有	工事書類の作成・提出・検索・閲覧
掲示板（協議内容の共有）	ワークフロー（決裁迅速化、明確化）
ファイルの一括管理	電子納品データの作成支援

- ・工事書類のやりとりの効率化
- ・意思決定過程の明確化
- ・電子納品の編集の円滑化
- ・新しい現場関係の再構築

※ ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)
 公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

ASPツールの活用や工事書類の簡素化など負担の軽減